

建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定める件（案）に寄せられたご意見の要旨と国土交通省の考え方

寄せられたご意見の趣旨	国土交通省の考え方
近隣商業地域と商業地域に限定せず、全用途地域に適用すべきではないか。	採光に関する規定では、建築基準法施行令第 20 条において用途地域ごとの特性に合わせた補正係数の算定方法を定めており、用途地域によって採光上の要求レベルが異なっています。今回の措置は、現行規定においても採光上の条件が相対的に悪いことを許容している近隣商業地域及び商業地域における特例措置として検討したものであり、他の用途地域に適用すべきではありません。
案により新たに可能となる居室の光・視環境の面で適当なものであるかどうか不明であり、本案はあくまでも既存オフィスの住宅への転用を促進する為の緊急避難的措置であり、住居系地域等へ拡張することは絶対に慎むべきである。	同上
なぜ、住宅の居室に限定されているのか。	今回の措置は、1の住戸内において直接外壁に面しない室の一定の開口部を採光上有効なものとして取り扱うものであり、当該室の利用者が同一住戸内で外壁に面する居室、学校の教室、病院の病室等においては個々の室ごとに利用者が異なることから
開口部の仕様は何でもよいのか。	窓その他の開口部に関する現行の採光の規定と同様です。
2 次的な採光なので、室 A の開口面積は床面積の 1 / 5 ~ 1 / 4 程度が有効ではないか。	居室 B の開口部について、居室 A と居室 B の合計床面積に応じた開口部の大きさを求めているため、区画する壁に設ける開口部で採光に有効な部分の面積は当該開口部の面積が適当であると考えております。
室 A の採光は居室 B の明るさに対し検討すべき。	開口部 B について居室 A と居室 B の合計床面積に基づく開口部の面積を確保を要求しており、居室 B について一定以上の明るさを担保しております。
区画する壁に設けらる開口部の面積は外壁に設けられた開口部の採光補正係数に応じたものにする必要がある。	開口部 B の採光に有効な部分の面積を算定する際に、採光補正係数を乗じることでより建築物の立地条件を反映させています。
区画する壁に設ける開口部は、形状に応じた係数をかけるべきである。	現行の採光規定において形状に応じた補正係数を与えていないため、区画する壁に設ける開口部についても形状に応じた算定方法とはしておりません。
区画する壁に設ける開口部の位置の扱いを定める必要がある。	外壁に設ける開口部の位置に関して規定されていないため、二の居室を区画する壁に設ける開口部の位置についても規定しないことが適当と考えています。
区画する壁に設ける開口部が複数ある場合にの扱いを定める必要がある。	本案は、開口部ごとに採光に有効な部分の面積を定めています。
太陽光に近い照明器具を設ける室を規定すべきである。	今後の検討課題と致します。
使用時に家具等でふさがれる可能性があるのではないか。	居住者の判断となります。
「二の居室」は建築基準法第 28 条第 4 項に基づきふすま障子その他に限られるものであり、「二の居室」は削除して欲しい。	本案の「二の居室」は建築基準法第 28 条第 4 項の「二の居室」とは関係ありません。
案は法律第 28 条第 4 項の 2 室 1 室の規定の一部分の解釈を示しただけでは	本案は、法律第 28 条第 4 項ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られ

ないのか。他の用途地域においても、同様の解釈として扱うことは可能なのか。法律第 28 条第 4 項との関係が不明であり安易にこのような告示を出すべきではない。	ておらず、壁で区画されている場合についての規定です。
「窓その他の開口部」を「建築基準法第 28 条第 1 項に規定する居室その他の開口部」としている理由は何か。	本案は法律第 28 条の採光のための窓その他の開口部に関する規定のため「建築基準法第 28 条第 1 項に規定する居室その他の開口部」としております。
法律第 28 条第 4 項に規定するふすま等で仕切られた 2 室のふすま部分も当該開口部に含まれるのか。	本案は法律第 28 条第 4 項の規定とは別の規定です。
建築基準法施行令第 20 条第 1 項ただし書きの規定は、本来、採光に関する規定の性能規定に関することを定めるべきものではないか。	施行令第 20 条第 1 項のただし書きに基づき定めております。
建築基準法第 35 条の 3 のために、木造住宅などには今回の案は活用できない。不燃建築物のみではなく木造建築物について活用できるものとして欲しい。	法律第 28 条の規定に適合していれば無窓居室には該当しません。
例示室 A の換気はどのように考えるのか。	本案は採光に有効な部分の面積の算定方法に関する規定であり、換気については換気に関する規定が適用されます。
採光だけではなく住宅を計画する際に適用される建築基準法、消防法を含む全ての法規を検討して、事務所やすく、安価に健康的な環境を保つ住宅にコンバージョンできる「緩和規定」の策定を望む。	国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉を増進に資することを目的に、社会の状況を踏まえながら検討しております。
オフィスから転用される住宅は、ファミリー住宅ではなく SOHO 等の多様なライフスタイル対応の住宅となるため、今回の案は合理化する理由が希薄であり、緩和の必要はない。	本案は既存オフィスから様々なライフスタイルに対応した住宅への転用を円滑に進めるために有効であると考えております。